

四 前二号に掲げるもののほか、プールの管理に関し秋田県教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定によりプールの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「秋田県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

本則に次の二条を加える。

(管理の基準)

**第九条** 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開場時間及び休場日にに関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従ってプールの管理を行わなければならない。

(規則への委任)

**第十条** この条例に定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表中「（第三条）を「（第四条）に改め、同表第二号イの表の備考四中「あつては」を「あつては」に改め、同表の備考五中「営業宣伝」を「営業」に、「もつて」を「もつて」に改め、同号ロの表の備考二中「営業宣伝」を「営業」に、「もつて」を「もつて」に改める。

(秋田県立総合射撃場条例の一部改正)

**第十一条** 秋田県立総合射撃場条例(平成七年秋田県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

**第七条** 総合射撃場の管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

(指定管理者の業務)

**第八条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二 施設及び設備の維持管理に関する業務

三 総合射撃場の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

四 前二号に掲げるもののほか、総合射撃場の管理に関し秋田県教育委員会が必要と認める業務

2 前条の規定により総合射撃場の管理を指定管理者に行わせる場合における第一条及び第二条の規定の適用については、これらの規定中「秋田県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

## (管理の基準)

**第九条** 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開場時間及び休場日に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従って総合射撃場の管理を行わなければならない。

## (秋田県立田沢湖スポーツセンター条例の一部改正)

**第十一条** 秋田県立田沢湖スポーツセンター条例(平成十年秋田県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「仙北郡田沢湖町生保内」を「仙北市田沢湖生保内」に改める。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の二条を加える。

## (使用の許可の取消し等)

**第三条** 秋田県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。

三 秋田県教育委員会の指示に従わなかつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。

第七条を次のように改める。

## (指定管理者による管理)

**第七条** センターの管理は、法人その他の団体であつて秋田県教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

## (指定管理者の業務)

**第八条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 三 センターの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理に関し秋田県教育委員会が必要と認める業務

- 2 前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第一条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「秋田県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

## (管理の基準)

**第九条** 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開場時間及び休業日に関する基準その他の教育委員会規則で定める管理の基準に従ってセンターの管理を行わなければならない。

別表中「第三条」を「第四条」に改める。

## (秋田県立武道館条例の一部改正)

**第十二条** 秋田県立武道館条例（平成十五年秋田県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「新屋」を「新屋町」に改める。

第二条中「（以下「教育委員会」という。）」を削る。

第三条中「教育委員会」を「秋田県教育委員会」に改め、「次の」の下に「各号の」を加える。

第七条中「教育委員会」を「秋田県教育委員会」に改める。

第八条第一項第四号中「教育委員会」を「秋田県教育委員会」に改め、同条第二項中「、第二条」を「これらの規定」に改め、「（以下「教育委員会」という。）」とあり、及び第三条中「教育委員会」を削る。

## 附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中秋田県立スケート場条例第一条の改正規定（「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。）、第七条中秋田県立野球場条例第一条の改正規定（「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。）、第八条中秋田県立運動広場条例第二条の表秋田県立向浜運動広場の項の改正規定、第九条中秋田県立総合アーバル条例第一条の改正規定（「新屋」を「新屋町」に改める部分に限る。）及び第十二条の規定並びに次項の規定 公布の日

二 第五条中秋田県田沢湖スキー場設置条例第一条の改正規定（「仙北郡田沢湖町生保内」を「仙北市田沢湖生保内」に改める部分に限る。）及び第十二条の規定による改正後の中秋田県立田沢湖スポーツセンター条例第一条の改正規定 平成十七年九月二十日

2 第二条の規定による改正後の秋田県立青少年交流センター条例第十二条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

## 秋田県条例第八十三号

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

秋田県警察組織条例（昭和二十九年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表秋田県大仙警察署の項中「仙北郡美郷町」を「仙北郡」に改め、同表秋田県角館警察署の項を次のように改める。

秋田県仙北警察署

仙北市角館町西野川原三十四番地の六

仙北市

別表秋田県横手警察署の項中「平鹿郡」を削る。

## 附則

- 1 この条例は、平成十七年九月二十日から施行する。ただし、別表秋田県横手警察署の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前において、秋田県角館警察署長がした処分その他の行為又は秋田県角館警察署長に対してされた申請その他の行為は、秋田県仙北警察署長がした処分その他の行為又は秋田県仙北警察署長に対してされた申請その他の行為とみなす。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原繁  
電話0188-766-863 FAX0188-766-863  
E-mail:matsubara@matsubaransan.co.jp

R100  
古紙配合率100%